

令和 6 年 3 月 26 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する
意見募集の結果について
(うち令和 6 年 3 月 26 日 (火) 公布の告示案部分)

国土交通省では、令和 6 年 2 月 1 日 (木) から 3 月 1 日 (金) までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集を行いました。このうち令和 6 年 3 月 26 日 (火) 公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※令和 6 年 3 月 25 日 (月) 公布の告示案部分に関する意見募集の結果につきましては、令和 6 年 3 月 25 日付で公表しております。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該告示の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※33 の個人・団体から合計 245 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関するご意見

【主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床、壁及び建築基準法施行令第 109 条に規定する防火設備の構造方法を定める件の新設（建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 号関係）】

※公布にあたり、告示名を「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「特定区画同士が隣接しないこと。」とは特定区画の上下左右に当該特定区画と接して別の特定区画を設けてはいけないということか。	貴見の通りです。
「共同住宅の住戸又は事務所その他これらに類する用途に限る。」とあるが、ホテルの客室等は含まれないか。また、「その他これらに類する用途」とは、どのような用途か。	ご指摘を踏まえ、「共同住宅の住戸、ホテルその他これらに類する用途又は事務所その他これに類する用途に限る。」としました。なお、「共同住宅の住戸、ホテルその他これらに類する用途」「事務所その他これに類する用途」とは、これらの用途と比較してそれぞれ避難上又は防火上同等以上に安全と想定される用途です。
特定区画の用途について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 1（5）項は除かれているが、共同住宅やホテルの客室の用に供する特定区画内	貴見の通りです。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
に小規模な押入・クローゼット等が設けられることは認められるか。	
特定区画内の階数が2の場合は、共同住宅の住戸を除き堅穴区画が必要となるか。また、その場合の区画の構造は、耐火構造となるか。	堅穴区画が特定区画を兼ねる場合は、特定区画と同様の仕様とする必要があります。その他の場合は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条に基づき必要な性能を確保する必要があります。
特定区画は地階に設けても良いか。	貴見の通りです。
区画下部の床について、床の上面に設ける防火被覆の厚さは、鉄筋等までのかぶり厚を含んだ厚さとしても良いか。	鉄筋等までのかぶり厚を含まず、規定する防火被覆の厚さを確保する必要があります。
特定区画に鉄骨造を仕様することはできないか。	現状、告示仕様においては特定区画に鉄骨造を用いることはできません。
「防火設備を二以上設置したもの」とは、どのような配置を想定しているのか。	1枚の壁に対し、2枚以上の防火設備を一定の間隔を置いて直列に重ねて設けること等を想定していますが、現時点で施工方法が確立されていないため、令第108条の3に基づく国土交通大臣の認定を受けた防火設備であることを要求しております。
防火設備から「内側」に15cmとは、「屋内側」に15cmということか。	貴見の通りです。なお、周囲の部分に対して不燃化を要求しているため、防火設備が設置された開口部の上

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
	下方向・水平方向についても、それぞれ 15cm の範囲の不燃化が必要です。
特定区画の外壁開口部の面積の制限について、同一敷地内の建築物または建築物の部分からの距離による規制はかからないか。	ご指摘を踏まえ、規制の対象として含まれることが明確となるよう「当該建築物と同一敷地内の他の建築物」を追加しました。
「道路」とは、法第 42 条に規定する道路か。	貴見の通りです。
特定区画の外壁に設ける庇もしくはバルコニーには防耐火上の制限はないか。	仕様を明確化するため、庇もしくはバルコニー等は耐火構造等とすることとしました。
庇若しくはバルコニーその他これらに類するものについて、上階の張り出した室はこれに該当するか。	上階の張り出した室は該当しません。
「噴出火炎により延焼するおそれのある範囲」は、外壁開口部が複数ある場合はそれぞれについて検討する必要があるか。	貴見の通りです。
腰壁について、「落下防止上支障のない高さ」とは具体的にどのような高さか。基準を明確化すべき。	損傷許容主要構造部が火災時に倒壊した場合において、当該損傷許容主要構造部が腰壁を超えて落下しない高さです。ご指摘を踏まえ「損傷許容主要構造部の柱の幅、はりせい及び屋根を構成する部材の厚さの合計に相当する高さその他落下防止上支障のない高さ」としました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
腰壁を設けなくて良い場合の「損傷許容主要構造部の落下のおそれのない」とは具体的にどのようなことか。	「損傷許容主要構造部の落下のおそれのない」とは、例えば特定区画が地上にある場合のことです。
中間階の屋上に特定区画を設ける場合に、屋上より上部の建築物の部分に対する上階延焼対策は不要か。	一定範囲内に存する部分は、外壁の屋外側の仕上げを不燃材料とし、かつ当該外壁の開口部に特定防火設備を設ける必要があります。
特定区画についても法第 35 条の 2 の適用対象となるか。その場合、特定区画内の木造あらわしとした柱・はりも対象か。	法第 35 条の 2 の適用対象については貴見の通りです。柱・はりの扱いについては、特定区画以外の部分における従来の取扱いから変わるものではありません。
損傷主要構造部を除いたと仮定した特定区画の構造検討について、損傷主要構造部を除いて構造計算を行うということか。	損傷許容主要構造部を除いたと仮定するとは、特定区画を支持しないと仮定するものであって、当該損傷許容主要構造部の固定荷重等を除く趣旨ではありません。
水平力負担材等がある場合における特定区画の構造検討について、短期荷重に関する検討及びたわみの検討は不要か	貴見の通りです。
特定区画内の水平力負担材の階全体における負担割合の制限について「ただし、建築物に構造上支障のないことが計算又は実験によって確かめられた場合においては、この限りでない。」とは具体的にどのようなことか。	例えば、当該水平力負担材の性能を考慮しなくても、想定される地震に耐えることができる場合等が考えられます。
一の損傷許容主要構造部とは具体的にどのような単位の部材か。	火災時に落下することが想定される単位の部材であり、接合部間の柱はりや、床を構成する各部材毎の部材です。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
損傷許容主要構造部の重心はどのように求めるか。	損傷許容主要構造部の一の部材の質量の分布等から算出されるもので、詳細は今後マニュアル等でお示しすることを検討します。
損傷許容主要構造部の水平投影外周線とは何か。	損傷許容主要構造部を水平投影したものの外周の線です。詳細はマニュアル等で図示することを検討します。
損傷許容主要構造部が特定区画の区画下部の床に落下した場合に、当該床を支持する部材が損傷しないことを構造計算により確かめることとあるが、衝撃荷重についてどのように評価するか。	静荷重に一定の倍率をかけて検討することを想定しておりますが、詳細はマニュアル等で図示することを検討します。
損傷許容主要構造部は木材で造られたものとするがあるが、在来軸組工法、枠組壁工法、木造ラーメン工法、CLT 工法のいずれでも良いか。	貴見の通りです。
特定損傷主要構造部を木造とし、特定区画を鉄筋コンクリート造とした場合に、令第36条の2等に規定される木造と鉄筋コンクリート造の併用構造には該当しないか。	本規定は、耐火建築物において耐火構造等としなくても良い部分を定めているものであって、構造規定を含め、その他の規定の適用を除外するものではありません。
損傷許容主要構造部と特定区画の接統部の構造方法について、「接合金物、ボルト等の破壊等によって、特定区画に耐火性能上支障のある影響が生ずるおそれのないことが確かめられたものとする」とは具体的にはどのようなことか。	特定区画から接合金物が外れる等により特定区画の被覆やかぶりが損傷しないこと等を確かめることです。
損傷許容主要構造部と特定区画の接統部について、特定区画通常火災継続時間以上の時間応力伝達ができるとは具体的にどのようなことか。	損傷許容主要構造部の金物等との接合部が火災終了時まで必要な耐力を支持できること及び金物等が火災終了時まで損傷しないことを想定しています。

【壁等の構造方法を定める件の新設（令第109条の8関係）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
本告示の適用対象となる建築物について、「壁等の構造方法を定める件」（平成 27 年国土交通省告示第 250 号）と比べて、一部追加の条件が付されている（鉄骨造は原則認めないなど）趣旨を明確にしてほしい。	従来法第 21 条第 2 項第 2 号のみに規定（大規模の木造建築物等）されていた壁等に比較し、火熱遮断壁等は様々な防火規制（法第 21 条・第 27 条・第 61 条等）にその適用対象が大幅に拡大されていることから、それに応じ本告示の適用対象となる建築物の条件を追加しております。（なお、告示に定める条件に適合しない建築物であっても、国土交通大臣の認定を取得し、火熱遮断壁等を有する建築物と扱うことは可能です。）
今般、法第 86 条の 7 の改正において、既存不適格建築物に増改築を行う場合であって、増改築部分が火熱遮断壁等で区画されている場合においては、当該増改築部分以外の部分の現行基準適合を不要とすることが措置されたが、本告示を適用する建築物に該当しない既存建築物では、適用できないと解してよろしいか。	火熱遮断壁等を本告示に定める仕様とする場合にあっては、屋根の不燃化や鉄骨造に対する制限等を満たさない既存建築物には適用できません。 ただし、火熱遮断壁等の構造方法を国土交通大臣の認定を受けたものとする場合にあっては、特段適用する建築物に対する制限はございません。
屋根の屋外側の仕上げ不燃や構造耐力上主要な部分の鉄骨造に対する制限は火熱遮断壁等を構成する部分だけでなく建築物全体を対象としていると解してよろしいか。	貴見のとおりです。
法別表第 1（い）欄（５）項及び（６）項に掲げる用途に供しないとは、主たる用途がその他の用途の建築物で一部に倉庫や車庫が存在するものでも認められないのか。	本規定は、建築物の一部を主たる用途に従属する自動車車庫や倉庫等の用途に供することを制限するものではありません。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
	なお、火熱遮断壁等に隣接する室に限り、主たる用途に従属する部分であっても、倉庫・車庫等の用途に供することは認められません。
「倉庫その他の物品の保管の用に供する室及び車室その他これに類する部分」を具体的に明示すべき。	倉庫・車室の他、物販店舗のバックヤードやストックヤード等、倉庫・車室と同等の収納可燃物量が存在しうる部分を想定しております。
設計の自由度を拡大するため、構造耐力上主要な部分のうち、当該部分が火災時に損傷しない場合や当該部分が損傷したとしても壁等に影響を与えない場合には、鉄骨造を採用できるよう合理化すべき。	ご意見を踏まえ、「損傷した場合に当該火熱遮断壁等に影響を与えない部分その他の防火上支障がない部分」に限り、鉄骨造とすることを可能とすることとしました。 当該部分の考え方は技術的助言等で示して参ります。
「火熱遮断壁等により分離された建築物の部分とその他の建築物の部分が床又は天井のみで区画されたものでないこと。」について、具体的にどのような場合が制限されるのか図示していただきたい。	技術的助言等で示して参ります。
火熱遮断壁等の階数が四以上である場合は、その全部又は一部を堅穴部分としないとされているが、これは火熱遮断壁等が火災の発生のおそれの少ない室であることを想定した規定と解してよろしいか。	貴見のとおりです。
火熱遮断壁等を渡り廊下とする場合、その屋根の構造はどのようなものが考えられるか。	耐火構造とする他、当該渡り廊下に接続する外壁の周囲一定範囲を耐火構造とすること等の措置を講じた場合に限り、不燃材料や平成 12 年建設省告示第 1443 号

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
	第1第1号口に掲げる材料で造るものとすることを可能としております。
火熱遮断壁等を渡り廊下とする場合、外壁や屋根に用いることのできる不燃材料が平成12年国土交通省告示第1400号に規定される材料に限られている理由を明らかにすべき。	火災が終了する時間まで延焼を有効に防止することを目的として有機系の成分を多く含まない材料とする必要があるため、平成12年国土交通省告示第1400号に規定される材料に限っております。
「防火設備を二以上設置する」とは、どのような配置を想定しているのか。	壁等が火災の発生のおそれの少ない室や渡り廊下を構成する場合にあっては、壁等により区画される2つの建築物の部分と火熱遮断壁等の接続部分それぞれに防火設備を設置することで達成されます。 なお、当該壁等が「耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合」及び「壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合」に該当する場合については、現時点で施工方法が確立されていないため、令第109条の8に基づく国土交通大臣の認定を受けた防火設備であることを要求しております。
壁等である防火設備にラッチその他開放防止機構を要求する理由を明らかにすべき。	火災時に作用する圧力によって防火設備が開放することを防止するため、開放防止機構を要求しております。
壁等である防火設備に要求されるラッチその他の開放防止機構を不要とする代替措置（ドアクローザーの閉鎖力の確保）について、平屋の建築物でも適用可能とすべき。	今後、ニーズ等を踏まえて平屋の建築物でも適用可能とすることを検討いたします。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
壁等である防火設備におけるラッチの有無やドアクローザーの閉鎖力の下限について、法第 12 条第 3 項に基づく防火設備の定期検査の検査項目に追加すべき。	定期検査の検査項目については、所有者、検査者及び特定行政庁への負担並びに火災時のリスク等を考慮し、その対象建築物及び検査項目を限定しております。ご意見の項目の追加については、今後、火熱遮断壁等で区画した建築物の事例等を踏まえて検討して参ります。
「当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造」及び「壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること」について、具体的な仕様を明らかにすべき。	技術的助言等で示して参ります。
「室内の付柱及び階段その他これに類するもの」を具体的に明示すべき。	コア内部に存在し、かつ、壁等に該当しない建築物の部分を指し、例えば、壁等に該当しない非耐力壁の間仕切り壁が該当します。
壁等と当該壁等以外の建築物の部分に接合部に用いる延焼防止上支障のないエキスパンションジョイントについて、具体の仕様を示すべき。	耐火構造の被覆として用いられている可撓性のあるもの等、遮熱性能・遮炎性能を有する耐火帯付のエキスパンションジョイントを想定しております。
特定主要構造部が耐火構造等の場合に限り、壁等との接合部をエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法とすることが要求されない理由を明らかにすべき。	特定主要構造部が耐火構造等である場合、通常の火災において当該部分が倒壊しない性能を有していることから、壁等との接合部にエキスパンションジョイント等を不要としています。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「軒裏、ひさしその他これらに類するもの」を具体的に明示すべき。	例えば、当該部分を通じて延焼する危険性のあるバルコニーを想定しております。
今般の改正後も、「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について（昭和 26 年 住防発第 14 号）」に基づく取り扱いは継続されるのか明確にすべき。	基本的な考え方は、技術的助言等にて示して参ります。具体的な取扱いについては、個別の建築計画に応じて、各特定行政庁にて判断されるものと考えます。

【壁等の加熱面以外の面について防火上支障がないものを定める件の新設（令第 109 条の 8 第 2 号関係）】

※公布にあたり、告示名を「壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
壁等の防火設備の遮熱性を不要とする場合の隣接室における床の下地制限は、最下階の床も対象と解してよろしいか。	貴見のとおりです。

【壁等が防火設備である場合の内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置等を定める件の新設（令第109条の8第2号口関係）】

※公布にあたり、告示名を「内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
準遮熱性を有する防火設備を設置する開口部の周囲 15 c m以内の部分に樹脂サッシの二重窓を施工すること可能か。	周囲 15 c m以内の部分は不燃材料で造ることが要求されることから、樹脂サッシの二重窓を施工することはできません。

【火熱遮断壁等の一部が損傷してもなお確保される機能を定める件の新設（令第109条の8第4号関係）】

※公布にあたり、告示名を「建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等に必要とされる機能を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
火熱遮断壁等の一部が損傷してもなお確保される機能を保有する仕様や確認方法を明らかにすべき。	技術的助言等で示して参ります。